

助成の対象となる事業

まちづくり分野	助成する事業	助成経費	助成額
【まちづくり活動助成分野】 団体育成部門	まちづくりに向けて、第一歩を踏み出そうとする活動 ・設立後3年未満の団体を対象とし、1回限りの助成とします。	・専門家講師謝礼、旅費（視察を除く）、材料費、印刷費、通信費等	・助成限度額 30 万円、20 万円 ・助成率 2 / 3
まちづくり活動発展部門	これまでのまちづくり活動のグレードアップを図ろうとする事業 ・助成期間は最大3カ年	・専門家講師謝礼、旅費（視察を除く）、材料費、印刷費、通信費等 （複数年希望の場合は計画を提出）	・助成限度額 50 万円 ・助成率 2 / 3
【歴史的建造物等助成分野】 保全部門	まちなか観光及び景観に資する歴史的建造物を所有者等が保全するための事業 ・まちなかの観光及び景観形成に資する建造物であり、登録有形文化財又はそれに準ずる建造物であること。対象は都市計画区域内を原則とします。	・調査費、設計費、資材費、工事費等	・助成限度額 500 万円 ・助成率 1 / 2
利活用部門	市民団体等が歴史的建造物を地域活性化のために利活用して、地域のコミュニティづくりや観光客の受入れ等を行う事業 ・登録有形文化財又はそれに準ずる建造物で、地域で重要と考えられているものであること。対象は都市計画区域内を原則とします。また、事業を3年以上継続するものを対象とします。	・調査費、設計費、資材費、工事費、内装費、什器・備品費等	・助成限度額 300 万円 ・助成率 2 / 3
創造部門	市民団体がフットパス等の地域資源を活かすことができるような景観の整備を行う事業 ・対象は都市計画区域内を原則とします。	・調査費、設計費、資材費、工事費等	・助成限度額 200 万円 ・助成率 1 / 1
【産業活性化・観光交流分野】 新規創業部門	個人や市民団体が、空き店舗を活用して、新規に創業する事業（テナント出店は含まない） ・対象は都市計画区域内を原則とします。	・専門家の指導謝礼、旅費（視察を除く）、資材費、印刷費、会場費等 ・オフィス等借上料、修繕費等	・助成限度額 100 万円 ・助成率 2 / 3
観光交流部門	市民団体や事業者等が連携して行うイベントなどの集客事業、外部への情報発信事業と地域資源を活用した環境学習や体験・滞在型ツアーなどの観光交流事業 ・助成期間は最大3カ年 ・大規模事業については1回限り	・専門家の指導謝礼、旅費（視察を除く）、資材費、印刷費、会場費等 （複数年希望の場合は計画を提出）	・助成限度額 50 万円 ・助成率 2 / 3 ・集客規模や波及効果が特に大きいイベントは、助成限度額 100 万円 ・助成率 2 / 3
商品開発部門	事業者等の連携による商品、特産品の開発に資する事業	・専門家の指導謝礼、旅費（視察を除く）、材料費、印刷費、会場費等	・助成限度額 200 万円 ・助成率 2 / 3